

12月3日～12月9日は障害者週間です

# 障がいについて 関心と理解を深めましょう

国は、障がいのある方が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間」を定めています。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域や職場、学校などで人格や個性を尊重し合い、支え合うことが大切です。

共生社会の実現に向けて、この機会に理解を深めてみましょう。

## 障害者週間にあわせた催し

### 障がい福祉事業所合同販売会・相談会を実施します

障がいのある方が心を込めて作った野菜、手工芸品、焼き菓子などの商品を販売し、その活動を紹介します。

また、障がいのある方の就労についての相談会を開催します。

就労や生活に困りごとがある方は、気軽に相談ください。

●期間 12月3日（水）～12月4日（木）

●時間 11時～13時

●場所 市役所 1階御仕法通り



合同販売会の様子

### 障がい福祉事業所の紹介パネルを展示します



紹介パネル展示の様子

障がいのある方の就労や子どもの療育に関する事業所などの紹介パネルを展示します。

さまざまな障がい福祉事業所のパネルを展示予定です。  
ぜひご覧ください。

●期間 12月3日（水）～12月9日（火）

●時間 8時30分～17時15分（土・日曜日を除く）

●場所 市役所 1階御仕法通り

### 障がいや障がいのある方に関する図書の企画展示を行います

図書館において障がいや障がいのある方をテーマとした図書を展示します。

この機会に障がいや障がいのある方について学んでみませんか。

●期間 12月1日（月）～12月28日（日）

●時間

△月～金曜日＝10時～19時

△土・日曜日＝10時～17時

●場所 図書館



企画展示の様子

## 身近な「福祉に関するマーク」を知ってください

身近な福祉に関するマークには、妊婦や高齢者、障がい者のためのさまざまな種類があります。障がいのある方に配慮した施設であることを示したり、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するためのシンボルマークの一例を紹介します。

障がい者のための  
国際シンボルマーク



障がいのある方が容易に利用できる建物や施設であることを示す、世界共通のマークです。車いすの利用に限らず、全ての障がい者を対象としています。

障がい者の利用への配慮に理解と協力をお願いします。

視覚障がい者のための  
国際シンボルマーク



視覚に障がいのある方のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

視覚障がい者の利用への配慮に理解と協力をお願いします。

身体障がい者標識  
(四つ葉マーク)



肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示すマークです。

やむを得ない場合を除き、このマークの車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

聴覚障がい者標識  
(蝶々マーク)



聴覚に障がいのある方が運転することを示すマークです。

やむを得ない場合を除き、このマークの車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

身体障がい者補助犬  
(ほじょ犬) マーク



身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

補助犬を同伴していることを理由にサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

ヘルプマーク



周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

義足、難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としている場合があります。

## 「共生社会」の実現を目指しましょう

障がいの種類や程度は一人一人異なります。また、障がいは目に見えるものだけではなく、外見からは分からないものなど、さまざまな種類があります。障がいのある方もない方も、互いに理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい「共生社会」の実現を目指しましょう。

●問い合わせ先　社会福祉課（☎ 37-2109）